

## 【提案評価基準】

### 1. 審査方法

#### (1) 審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受託者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案による技術面・地域経済の活性化・地元企業の育成等の非価格要素とともに提示された参考見積価格を総合的に評価する。

#### (2) 受託者決定フロー

受託者決定フローは図1-1に示すとおりである。

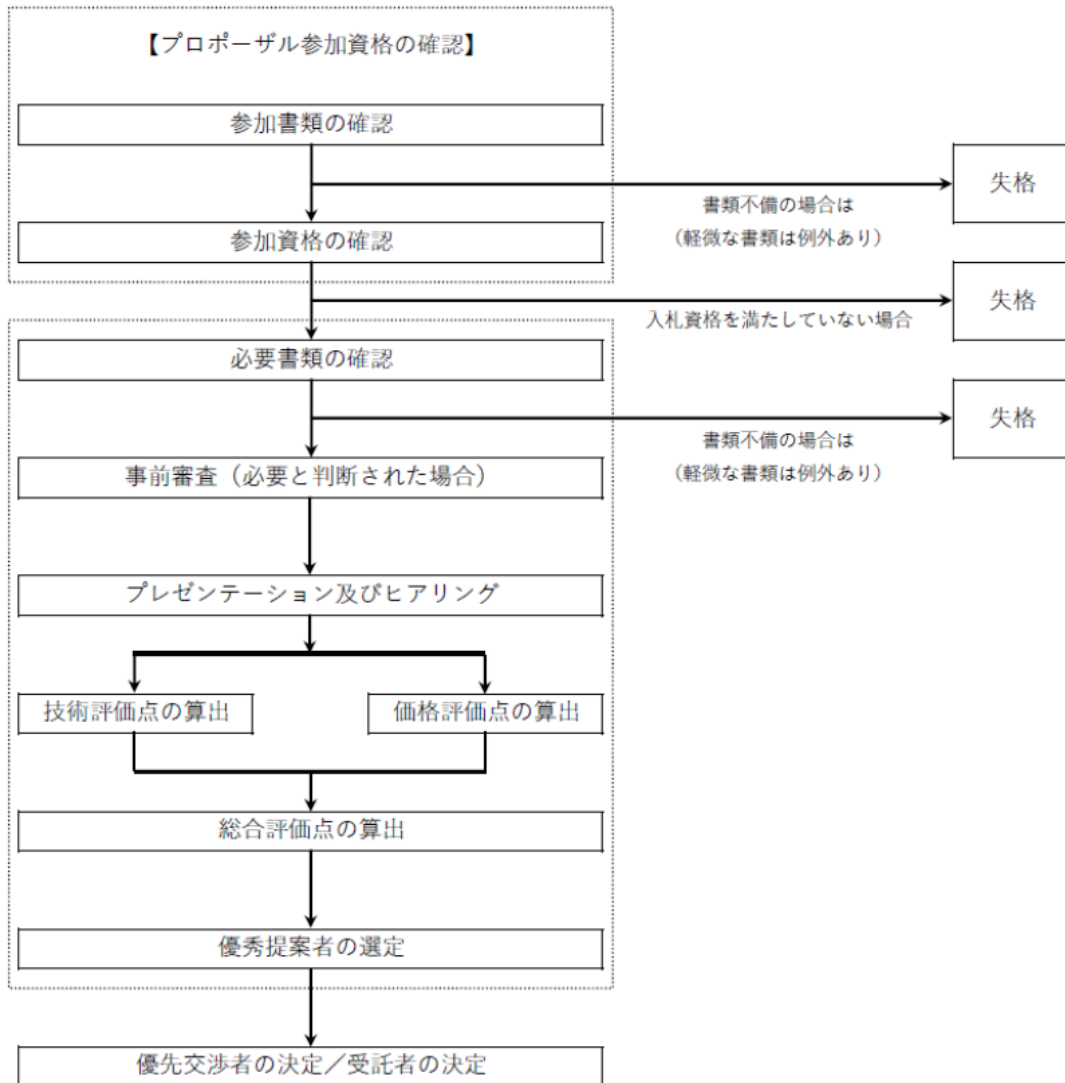


図1-1 受託者決定フロー

#### (3) 委員会の設置

発注者は企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「審査委員会」(以下、

「委員会」という。)を設置している。委員会の委員は、斜里町職員により構成している。

なお、参加者は募集公告から優秀提案者の選定までの間に、本業務について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

## 2. 審査内容

### (1) プロポーザル参加資格の確認

#### a. 必要書類の確認

発注者は、参加者から提出された参加資格確認書類について、募集説明書にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

#### b. 参加資格の確認

発注者は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が募集説明書に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

### (2) 企画提案審査

#### a. 必要書類の確認

発注者は参加者から提出された企画提案書について、募集説明書にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。なお、参加者が多数あるなど、発注者及び委員会が必要と判断した場合は、発注者において「3. 総合評価点の算出方法」に基づき事前審査を実施した上で委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を限定することがある。

#### b. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

発注者及び委員会は、必要書類が確認できた参加者を対象として、必要に応じて提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。提案内容審査ではヒアリング時の対応内容も勘案する。なお、参加者が多数あるなど発注者において事前審査を実施した場合は、委員会での審査対象者のみにプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

#### c. 提案内容審査

委員会は、企画提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点の算出）を行う。

発注者は、参考見積価格について「3. 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点の算出）を行う。

#### d. 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。総合評価点が 60 点未満の場合は不合格とする。

#### e. 優秀提案者の選定

発注者及び委員会は、総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高

い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優秀提案者として選定する。優秀提案者が2者以上あるときは、参考見積価格が低い提案を行った者を優秀提案者として選定する。この場合において、参考見積価格が同額である時は、委員会に諮って優秀提案者を選定する。

(3) 優先交渉権者及び受託者の決定

発注者は、選定結果をもとに優先交渉権者を決定し、見積を依頼するとともに契約交渉を行い、受託者を決定する。発注者は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、委員会の選定結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

3. 総合評価点の算出方法

(1) 配点方針

企画提案書で求める内容の評価について、非価格要素に関する企画評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ75点及び25点を満点とし、企画評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

総合評価点＝企画評価点（75点満点）＋価格評価点（25点満点）

(2) 企画提案書の審査項目等

企画評価点及び価格評価点の算出にあたって、企画提案書の審査項目、内容及び配点は表3-1のとおりとする。

表3-1 企画提案書の審査項目、内容及び配点（技術：価格＝75：25）

区分	審査項目	内容	配点
企画提案内容	企画提案概要	(共通)	(20)
		・効率的かつ確実な実施方法が具体的に述べられているか	5
		・自動検針導入業務に関する実績があるか	
		方針・コンセプト	5
		・水道自動検針導入業務に関する基本的考え方が明確に述べられているか	
		・検針業務に関する知識が十分か	
	業務実施体制	・安全かつ確実な実施体制を組んでいるか	5
	業務スケジュール	・十分余裕のあるスケジュールを組んでいるか	5
	各種機能・仕様提案	(共通)	(40)
		・要求水準を十分達成しているか	10
・未達の場合の代替策は適切か			
無線通信端末		・斜里町の環境においても使用可能か	10
自動検針システム		・利便性を有しているか	10
Web 通知システム	・利便性を有しているか	10	
アフターフォロー提案	・長期かつ安定的にサポートが可能か	10	

	地域貢献・社会貢献	・地元の人材、企業の育成に関する取り組みが述べられているか	5
価格	参考見積価格	・予定価格を超過していないか	10
	ランニングコスト	・ランニングコストが過剰にかからないか	15

### (3) 評価点の算出方法

表3-2に示す4段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、審査項目別の得点は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2まで求める。

表3-2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	
A	当該審査項目について、特に優れている。	配点×1
B	当該審査項目について、優れている。	配点×3/4
C	当該審査項目について、内容を満たしている。	配点×1/2
D	当該審査項目について、内容が不十分である。	配点×0

ただし、審査項目のうち参考見積価格および内訳は以下により得点化する。

#### a. 参考見積価格

- ①参考見積価格は、本業務に係る令和6年度費用とする。
- ②企画提案審査において必要書類の確認ができた参加者中、参考見積価格に記載された価格が、契約上限価格を超える者の価格評価点は0点とする。

#### b. 内訳

- ①内訳には別添の資料に従い(1)参考見積価格の内容のほか、導入後に係る費用(ランニングコスト)項目および単価を記載すること。  
なお、当該費用については、今後の参考見積価格とすること。
- ②「(1)参考見積価格」において、価格評価点が0点となった参加者は内訳の価格評価点も0点とする。

## 別添 内訳算出の条件

### 1. 留意事項

- (1) 算出条件はあくまで事業者選定における見積条件の平仄を合わせることを目的としており、契約時の条件は契約候補者選定後の詳細協議にて決定する。
- (2) 算出に使用した料金について、契約時の条件変更により変動することは許容するが、本プロポーザルにおける評価に影響を与えると斜里町が認めた場合は協議を中止する場合がある。

### 2. 算出条件

#### (1) 参考見積価格

斜里町で負担が必要な費用の合計額（税込み）を次の項目ごとに算出する。なお、別にかかる費用がある場合は、その他費用として項目および内訳を明らかにし、上記に加えること。なお、システム連係に係る斜里町料金システム側の改修費用は含まないものとする。

項目	算出条件
① 無線通信端末について	
無線端末購入費用	斜里町の全検針戸数である 5,803 台分とする。
設置に伴う端末設定費用	斜里町の全検針戸数である 5,803 台分とする。
端末の回線登録費用	斜里町の全検針戸数である 5,803 台分とする。
② 自動検針システムについて	
初期設定（セットアップ）費用	3者（斜里町や委託業者等）が利用すると仮定し、費用を算出すること。
使用者アカウント登録費用	斜里町のほか委託業者等を含め合計4アカウントを利用すると仮定し、費用を算出すること。
斜里町料金システム連係費用	料金システムとの連係は csv 連係とする。
無線通信端末と既存水栓番号との各種データ紐づけ費用	斜里町が検針する 5,803 台における既存水栓番号との各種データ紐づけについて作業費用を算出すること。
③ 利用者 Web 通知システムについて	
初期設定（セットアップ）費用	斜里町のみ利用と仮定し、費用を算出すること。
使用者アカウント登録費用	斜里町分（2アカウント）と仮定し費用を算出すること。
④ 無線通信端末の設置工事費について	
設置工事費用	斜里町の導入予定数である 5,803 台分に係る設置工事費用を算出するが、そのうち 1,934 台は冬期間工事分として算出すること。
設置に伴う諸材料費用	5,803 台分の接続ケーブル、固定材料等の材料費用について算出すること。
⑤ 書類作成費について	
報告書類	1 式
⑥ その他について	

初年度回線費	8月～1月末まで967台/月ずつ設置し、設置～運用開始の間回線費が発生するものと仮定し、費用を算出すること。
上記以外	かかる費用と項目を合わせて提示すること

(2) ランニングコスト

斜里町で負担が必要な費用の単価および8年間(96か月分)の合計額(税込み)を次の項目を条件に沿って算出し提示すること。別にかかる費用がある場合は、その他費用として項目および内訳を明らかにし、上記に加えること。なお、料金システムの維持費用は含まないものとする。

項目	算出条件
① 無線通信端末について	
通信回線利用費用	無線通信端末を8年使用すると仮定し、5,803台分の費用を算出すること
水道メーターおよび無線通信端末制御費用	無線通信端末の使用期間(8年間)中、5,803台分のうち毎月58台(1%)制御操作を実施すると仮定して費用を算出すること。
定例検針値の取得費用	無線通信端末の使用期間(8年間)中、毎月1回定例検針値を取得すると仮定して費用を算出すること。
随時検針値取得費用	無線通信端末の使用期間(8年間)中、毎月290台(5%)随時検針値を取得すると仮定して費用を算出すること。
アラーム通知費用	無線通信端末の使用期間(8年間)中、毎月290台(5%)アラームが発生すると仮定して費用を算出すること。
② 自動検針システムについて	
システム利用費用	斜里町を含め合計3者が利用すると仮定し費用を算出すること。
アカウント利用費用	斜里町を含め合計4アカウントが利用すると仮定し費用を算出すること。
アカウント変更や削除に伴う費用	8年間の間でアカウント変更やアカウント削除を合計10回実施すると仮定し費用を算出すること。
無線通信端末データ変更や削除に伴う費用	8年間の間で無線通信端末のデータ変更や削除を合計2,000回分実施する場合の費用を算出すること。
斜里町料金システム関係	8年間の間、自動検針を実施すると仮定し、斜里町の料金システムと毎月1回データ関係する場合の費用を算出すること。
③ 利用者用Web通知システムについて	
システム利用費用	斜里町のみ利用すると仮定し費用を算出すること。
アカウント利用費用	斜里町で2アカウント利用すると仮定し費用を算出すること。
利用者アカウント登録・変更・削除	8年間でWeb通知システムを利用すると仮定し、利用者アカウント登録や変更、削除を合計2,000回分実施した場合の費用を算出すること。
利用者向けプッシュ通知	8年間でWeb通知システム内の利用者向けプッシュ通知を合計

	2,000 回分利用したと仮定し費用を算出すること。
料金システム関係	8 年間で毎月 1 回 Web 通知システムと料金システムのデータ関係すると仮定して費用を算出すること。
データ変更・削除	8 年間で Web 通知システムのデータ変更および削除を合計 2,000 回分実施する場合の費用を算出すること。
④ その他について	
上記以外	かかる費用と項目を合わせて提示すること